

昭和二十一年法律第七号

会社経理応急措置法

第一条 この法律で特別経理会社とは、左に掲げる会社（金融機関経理応急措置法第二十七条第一項に掲げる金融機関及び閉鎖機関令第一條に規定する閉鎖機関を除く。以下同じ。）をいふ。

一 昭和二十一年八月十一日午前零時（以下指定時といふ。）において、戦時補償金等の交付を受け、若しくはその交付を受ける権利を有し、又は在外資産を有する資本金（出資総額・株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいふ。以下同じ。）二十万円以上の会社。但し、主務大臣の指定する会社及び戦時補償金等の交付を受けた金額又は会社の貸借対照表の資産の部に計上した戦時補償金等の請求権及び在外資産の合計額が、指定時現在積立金の額及び貸借対照表に記載した指定時に以て終了する事業年度の利益金額の合計額を超えず、且つ債務超過又は支払不能に陥る虞のない会社であつて、主務大臣の認可を受けたものを除く。

二 左の各号の一に該当する会社であつて、主務大臣の指定を受けたもの
イ 戰時補償金等の交付を受け、若しくはその交付を受ける権利を有し、又は在外資産を有する会社であつて、指定時において資本二十万円未満のもの
ロ この法律施行後、債権の取立てが著しく困難となつたことその他の事由により、会社の資産の価額が減少したため、債務超過又は支払不能に陥る虞のある会社
ハ その所有する株式、出資証券又は社債の価額が、この法律施行後、著しく下落し、又はこれを処分することが困難となつたため、債務超過又は債務超過又は支払不能に陥る虞のある会社

前項第一号但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようとする会社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

第一項第二号の指定を受けようとする会社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

特別の事由があると認められる場合においては、主務大臣は、前二項の期間経過後にされた

申請についても、認可又は指定をすることができる。

主務大臣は、第一項第一号但書の指定若しくは認可又は同項第二号の指定をしたときには、直ちにその旨を告示する。

資本金二十万円以上の会社であつて、戦時補償金等の交付を受けたことがなく、若しくはその交付を受ける権利を有せず、又は在外資産を有しないものは、この法律施行の日から三週間に以内に、特別経理会社でない旨を主務大臣に届け出るとともに、その旨を公告しなければならない。

第二条 前条第一項第一号但書に該当する会社が、同条第二項の規定による認可の申請をしない場合には、当該会社に對し、指定時において払込株金額若しくは払込出資金額の十分の一以上に當る債権を有する者、指定時において出資金額が資本金の十分の一以上に當る社員又は指定期間において資本金の十分の一以上に當る株式を有する株主は、同項の期間経過後二十日以内に、会社に対して、同項の申請をするべき旨を請求することができる。

前項の規定は、前条第一項第二号イ乃至ハに該当する会社が、同条第三項の規定による指定の申請をしない場合に、これを準用する。

前項の請求があつた場合には、会社は、直ちに前条第二項又は第三項の規定に準じて、認可又は指定の申請をしなければならない。

会社は、第一項第一号ただし書の指定若しくは認可又は同項第二号の指定を受けたときは、二週間以内に、本店の所在地において、登記をしなければならない。

第一項第六項の会社は、この法律施行の日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、特別経理会社でない旨の登記をしなければならない。

第一項第一号但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようとする会社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

前項第一号但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようとする会社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

第一項第二号の指定を受けようとする会社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

までにした不動産又は重要な財産の譲渡は、これを行なう。

前項の場合において、譲受人の権利は、指定時以前の原因に基いて生じた債権とみなす。

特別経理会社は、遅滞なく、指定時現在における財産目録、貸借対照表、動産、不動産、債権その他の財産及び債務に関する明細書並びに指定時を含む事業年度開始の日から指定時に至るまでの損益計算書を作成しなければならない。

第三条 特別経理会社には、指定時において、新勘定及び旧勘定を設ける。

特別経理会社の第五条の財産目録に記載した動産、不動産、債権その他の財産（以下会社財産といふ。）は、命令の定めるところにより、会社の目的たる現に行つてゐる事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なものを、指定時に以て、新勘定に所属せしめ、新勘定に所属せしめた会社財産以外の会社財産を、指定時において、旧勘定に所属する会社財産に変更のあつた場合においては、旧勘定から新勘定に繰り替へられた会社財産について、前四項の規定を準用する。

特別経理会社は、旧勘定に所属する会社財産であるて、登記又は登録のあるものについて、新勘定に所属する会社財産に変更のあつた場合は、旧勘定から新勘定に繰り替へられた会社財産について、前四項の規定を準用する。

前項の規定によつて新勘定に所属せしめる会社財産の範囲は、命令の定めるところにより、新勘定に所属せしめた会社財産を、新勘定に所属する会社財産として、新勘定に所属する会社財産のうちで旧勘定に所属せしめた会社財産を有しない会社及び清算又は破産手続中の会社には、第一項の規定にかかはらず、き会社財産を有しない会社及び清算又は破産手続中の会社には、第一項の規定にかかはらず、新勘定のみを設ける。

第一項乃至第四項の規定は、前項の会社において、新勘定及び旧勘定を設ける必要が生じ、特別管理人の決定があつた場合に、これを準用する。

第一項乃至新勘定に所属する財産のうちで、あらたに新勘定に所属せしめることを必要とするものを生じたときには、特別管理人の決定に基いて、これを新勘定に振り替へることができる。この場合において、新勘定及び旧勘定を設ける必要が生じたときには、特別管理人の決定があつた場合に、これを準用する。

第一項乃至新勘定に所属する財産のうちで、あらたに新勘定に所属せしめることを必要とするものを生じたときには、特別管理人の決定に基いて、これを新勘定に振り替へることができる。この場合において、新勘定に所属せしめた会社財産は、旧勘定に振り替へられた日において、新勘定に所属せしめられたものとする。

特別経理会社は、新勘定旧勘定毎に、帳簿を作成し、前各項の規定によつて、新勘定又は旧勘定に所属する会社財産を明確にしなければならない。

第八条 特別経理会社は、前条第三項の決定に基づいて、新勘定旧勘定毎に、会社財産の明細書を

作成し、命令の定めるところにより、特別管理人の承認を受けなければならない。

前項の規定によつて、特別管理人の承認を受けた旧勘定に所属する会社財産の明細書は、特別管理人の承認を受けた日から二週間以内に、公証人の認証を受けなければならない。

特別の事由があるときには、主務大臣は、特別経理会社の申請により、前項の期間を延長することができる。

第二項の認証を受けなければ、前条第三項の決定は、その効力を生じない。

前条第七項の規定によつて、新勘定及び旧勘定に所属する会社財産に変更のあつた場合においては、旧勘定から新勘定に繰り替へられた会社財産について、前四項の規定を準用する。

特別経理会社は、旧勘定に所属する会社財産であつて、登記又は登録のあるものについて、新勘定に所属する会社財産に変更のあつた場合は、旧勘定から新勘定に繰り替へられた会社財産について、前四項の規定を準用する。

前項の規定によつて新勘定に所属せしめる会社財産の範囲は、命令の定めるところにより、新勘定に所属する会社財産を、新勘定に所属する会社財産として、新勘定に所属する会社財産のうちで旧勘定に所属せしめた会社財産を有しない会社及び清算又は破産手続中の会社には、第一項の規定にかかはらず、新勘定のみを設ける。

第一項乃至新勘定に所属する財産のうちで、あらたに新勘定に所属せしめることを必要とするものを生じたときには、特別管理人の決定に基いて、これを新勘定に振り替へることができる。この場合において、新勘定に所属せしめた会社財産は、旧勘定に振り替へられた日において、新勘定に所属せしめられたものとする。

特別経理会社は、新勘定旧勘定毎に、帳簿を作成し、前各項の規定によつて、新勘定又は旧勘定に所属する会社財産を明確にしなければならない。

第八条 特別経理会社は、前条第三項の決定に基づいて、新勘定旧勘定毎に、会社財産の明細書を

前項の規定は、第七条第七項の場合に、これを準用する。

第十一条 特別経理会社は、毎月末における新勘定の貸借対照表の負債の部の未整理支払勘定に計上した金額に命令の定める率を乗じて得た金額と同じ金額を、翌月の初めに新勘定から旧勘定に繰り入れなければならない。

月の途中において、新勘定の貸借対照表の負債の部の未整理支払勘定に計上した金額に増加又は減少のあつた場合には、前月末における未整理支払勘定に計上した金額に対しても、前項の規定を適用して計算した金額に、未整理支払勘定に増加又は減少のあつた日の翌日からその月の末日迄の日割を以て、当該増加額又は減少額につき前項の金額を計算し、これを加算又は控除したものを以前項に規定する繰入金額とする。

第十二条 特別経理会社は、指定時後の原因に基いて生じた収入及び支出を、新勘定の収入及び支出として、経理しなければならない。

特別経理会社は、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出を、旧勘定の収入及び支出として、経理しなければならない。

指定期後に退職した者に対する退職金その他の指定期の前後に渉る事項に係る収入及び支出については、前二項の規定にかかるはらず、命令により特別の定をなすことができる。

旧勘定に所属する会社財産の管理に要する支出は、第一項の規定にかかるはらず、旧勘定の支出として、これを経理しなければならない。

特別経理会社が、指定期後 旧勘定に所属する財産の果実として收取した財産及び旧勘定に所属する財産の処分の対価として取得した財産その他の命令で定めるものは、第一項の規定にかかるはらず、これを旧勘定に所属せしめる。

指定期以前の原因に基いて生じた特別経理会社に対する債権（以下「旧債権」といふ。）の先取特権、質権又は抵当権であつて、新勘定に所属する会社財産の上に存するものは、命令により定める場合を除くの外、当該会社財産につき消滅する。

鉄道財團、工場財團、鉱業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に属する会社財産の全部が新勘定に所属せしめた場合には、当該財團は、抵当権の消滅により消滅することはないものとする。

鉄道財團、工場財團、鉱業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に属する会社財産の一部を新勘定に所属せしめる場合には、当該会社財産は、命令により定める場合を除くの外、当該会社財産を新勘定に所属せしめる日において、当該財團から除かれ、当該財團に属さないことになったものとする。

特別経理会社の旧勘定及び新勘定の併合の日から、第一項の先取特権、質権若しくは抵当権は、その目的であつた会社財産について消滅せず、又は前項の会社財産は、当該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、新勘定に所属せしめたされた会社財産が当該会社以外の者の所有に帰した場合又は同項の会社財産が当該財團以外の財團に属せしめられ、若しくは第三者の権利の目的となつた場合においては、この限りでない。

前項の先取特権、質権又は抵当権とこれらの権利の目的であつた会社財産が新勘定に所属せしめたされた後、当該会社財産の上に生じた先取特権、質権又は抵当権との間の順位に關しては、同項の先取特権、質権又は抵当権は、旧勘定及び新勘定の併合の日において、設定せられたものとみなす。

第四項但書の場合において、同項但書の会社財産に對して先取特権、質権又は抵当権を有した者は、当該特別経理会社の総財産について、他の債権者に先立つて当該旧債権（企業再建整備法第十九条第一項の規定による適用を受ける場合においては、同項の規定によつて確定する額の債権）の弁済を受ける権利を有する。

前項の規定は、民法の一般の先取特権の行使を妨げない。

第十三条 指定期後の原因に基いて生じた特別経理会社に対する債権（旧勘定に所属する財産の管理のために生じた債権を除く。以下「新債権」といふ。）については、旧勘定に所属する財産に對する債権（旧勘定に所属する財産の管理のために生じた債権を除く。以下「新債権」といふ。）に對して、強制執行、仮差押又は仮処分をすることができない。

第十四条 旧債権（命令で定める債権を含む。）については、旧勘定に所属する財産に對して、強制執行、仮差押又は仮処分をすることができない。

通常の業務に屬し、且つ新勘定の計算においては、有価証券の引渡しを目的とする債権以外の債権については、弁済をなし、又は弁済を受けその他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。但し、金銭その他の物若しくは金銭以外の物の引渡しを目的とする債権であつて、その給付が特別経理会社の現に行つてゐる場合においては、当該財團は、抵当権の消滅により消滅することはないものとする。

て履行できるもの並びに左に掲げるものについては、この限りでない。

一 国又は都道府県その他の地方公共団体に対する公租公課その他命令で定めるこれに準ずる債権

二 指定期以前に確定した給料その他命令で定める定期的給与の債権

三 従業員の預かり金その他これに準ずる債権（命令で定める制限を超えないものに限る。）

四 指定期以前に確定した退職金その他命令で定める臨時の給与の債権（命令で定める制限を超えないものに限る。）

五 会社の通常の業務の運営に伴ふ千円未満の債権

六 その他命令を以て定める債権

特別経理会社は、前項各号に掲げる債権について、これを旧勘定から弁済することができない場合に限り、特別管理人の承認を受けて、第九条の規定によつて設けた新勘定の貸借対照表の負債の部の未整理支払勘定に計上した金額の限度において、これを新勘定から弁済することができる。

旧勘定に所属する財産の管理のために生じた債権についても前項と同様である。但し、この場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受けなければならない。

旧勘定に所属する財産の管理のために生じた債権についても前項と同様である。但し、この場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受けなければならない。

第二項及び第三項の場合においては、新勘定から弁済した金額と同じ金額を、旧勘定の貸借対照表の資産の部の未整理受取勘定に計上した金額及び新勘定の貸借対照表の負債の部の未整理支払勘定に計上した金額から、夫々減額しなければならない。

第十五条 特別経理会社については、破産手続開始の決定をなすことができない。

特別経理会社は、命令で定める場合を除くほか、取締役その他当該会社の業務を執行する役員のうちから二人、及び当該会社の旧債権を有する者（法人である場合においては、その代表者のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。前項の特別管理人の選任につき、時期、方法は、他の法令又は定款の定にかかるはらず、これを積み立てなければならぬ。）のうちから二人の特別管理人を選任されなければならない。

特別経理会社は、命令で定める場合を除くほか、取締役その他当該会社の業務を執行する役員のうちから二人の特別管理人を選任されなければならない。

前項の特別管理人の選任につき、時期、方法は、他の法令又は定款の定にかかるはらず、これを積み立てなければならぬ。

前項の特別管理人の選任につき、時期、方法は、他の必要な事項は、命令の定めるところによること。

第一項の規定による最初の特別管理人の全員が選任されたときは、二週間以内に、特別経理会社は、本店の所在地において、特別管理人の住所及び氏名並びに当該会社との関係を登記しなければならない。

前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、二週間以内に、本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

特別経理会社になつたものの財産に対し、既にされた強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は担保権の実行としての競売の手続は、その会

ればならない事項を、主務大臣に届け出なければならない。

第十八条 特別管理人は、主務大臣が、これを監督する。

特別管理人の報酬その他特別管理人の職務に

関し必要な事項は、命令で、これを定める。

第十九条 特別管理人が、第七条第三項の規定による会社財産の範囲の決定、第十四条第二項及び第三項の規定による弁済に対する承認、第二十一条第一項の規定による管理についての決定、第二十二条第一項の規定による処分に対する承認及び第二十三条第二項の規定による同意をするときには、その過半数を以て、これを決する。但し、可否の意見が同数の場合には、特別管理人の申請により、主務大臣がこれを裁定する。

第二十条 主務大臣は、特別管理人が法令又は主務大臣の命令に違反したとき、公益を害する行為をしたとき、又は特別管理人を不適当と認めるときには、これを解任することができる。

第二十一条 特別経理会社の業務を執行する役員は、旧勘定に所属する財産の処分、保全その他

の管理について、特別管理人の決定するところに従はなければならない。

特別管理人は、旧勘定に所属する財産の処

分、保全その他の管理について、特別経理会社の業務を執行する役員を監督する。

第二十二条 特別経理会社は、会社財産及び指定

時後取得した旧勘定に所属する財産を譲渡し、

貸与し又は質権若しくは抵当権の目的としようとするときには、命令で定める場合を除くの

業務を執行する役員を監督する。

第二十三条 特別経理会社の株式を譲渡しようとする者は、当該会社に対して、承認を求めなければならぬ。

前項の規定は、第十四条第一項但書の規定の適用を妨げない。

第一項の規定によつて特別管理人の承認を受けないで、会社財産及び指定時後取得した旧勘定に所属する財産を処分した場合においては、その処分の無効は、これを以て善意の第三者に対抗することができない。

第二十四条 特別管理人は、主務大臣が、これを監督する。

前項の場合において、会社が承認しようとするときには、特別管理人の同意を得なければならぬ。

第二十五条 第二十一項の規定による財産の処分、保全

第五百八十五条第一項又は第二項の規定によつて持分の譲渡について承諾をしようとするときも、同様とする。

第一項の規定による承認を受けずに行はれた

株式の譲渡は、会社に対して、その効力を生じない。

第二十六条 特別経理会社の旧勘定に所属する債

権については、第十四条第一項但書各号及び第二

二項後段に規定する債権を除き、その権利を行使できる日から一箇月以内は、時効が完成しない。

第二十七条 主務大臣は、必要があると認めると

関して報告をさせ、又は当該官吏に帳簿、書類

その他の物件を検査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、当該官吏に検査をさせるときには、命令の定めるところ

により、その身分を示す証票を携帯せなければならぬ。

第二十八条 左の場合においては、その行為をして本銀行をして取り扱はせることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、当該官吏に検査をさせるときには、命令の定めるところ

により、その身分を示す証票を携帯せなければならぬ。

第二十九条 第十四条第一項の規定による指定は、第一

八 第十二条第一項の規定による特別管理人

(特別管理人が選任され得ないときには主務大臣) の承認を受けないで財産を処分したとき

第五百八十五条第一号但書の規定による指定又は認可

があった場合には、その指定又は認可があつたときまでの行為に対しても、指定又は認可の後

でもなほこれを適用する。

第三十条 特別管理人が、その職務に関する賄

賂を收受し、要求し又は約束したときには、これ

を三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十五条第一項の規定による主務大臣の

命令に違反したとき

第五百八十五条第一号但書の規定による指定又は認可

があった場合には、その指定又は認可があつた

ときまでの行為に対しても、指定又は認可の後

でもなほこれを適用する。

第三十二条 第二十五条第二項の規定による報告

第一項第一号但書の規定による指定又は認可

があつた場合には、その指定又は認可があつた

ときまでの行為に対しても、指定又は認可の後

でもなほこれを適用する。

七 第二十二条の規定による財産の処分、保全

その他の管理について特別管理人の決定に従はなかつたとき

八 第十二条第一項の規定による特別管理人

(特別管理人が選任され得ないときには主務大臣) の承認を受けないで財産を処分したとき

九 第二十五条第一項の規定による主務大臣の

命令に違反したとき

三 第二十五条第一項の規定による主務大臣の

命令に違反したとき

四 第二十八条乃至第三十六条の規定は、前二項

の定めるところによつて、特別経理会社以外の

ものに対し、これを準用することができる。

この法律のうち必要な規定は、命令の定める

ところによつて、命令の定める日以後命令の定

める損失に因り債務超過又は支払不能に陥る虞

のある会社その他の者に対し、これを準用する

ことができる。

第二十八条乃至第三十六条の規定は、前二項

において準用する場合に、これを適用する。但

し、同条中会社又は特別経理会社となるのは、

第一項の特別経理会社以外の者又は前項の会社

その他の者とし、同条に掲げる条項は、前二項

の規定によつて準用される場合の条項を含むものとする。

第四十条 この法律に定めるものの外、登記その

他の者とし、同条に掲げる条項は、前二項

の規定によつて準用される場合の条項を含むものとする。

第四十一条 この法律の施行の期日は、勅令でこれを定め

る。

一 この法律又はこの法律に基いて発する命令

に違反して登記を怠つたとき

二 第二十五条第一項の規定による届出若しくは公告をせざり、又は虚偽の届出若しくは公告をし

たとき

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二二年一二月一一日法律第一六三号）抄

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、会社経理応急措置法第十二条の改正規定は、同法施行の日から、これを適用する。

この法律施行前改正後の会社経理応急措置法

第十二条第二項に規定する財團に属する会社財産の全部又は一部が、当該会社以外の者の所有に帰し、当該財團以外の財團に属せしめられ、その他第三者の権利の目的となつた場合には、同項の改正規定は、当該会社財産については、これを適用しない。

附 則（昭和二六年三月二八日法律第四四号）抄

この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百六十七号）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

この法律施行前に整備計画の認可を受けた特別経理株式会社の決定整備計画に定める事項の実行については、第六条、第二十九条の三及び第二十九条の四の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、決定整備計画に定める事項を改正後これら規定に従したものとするため、当該特別経理株式会社の特別管理人が企業再建整備法第二十条第一項の規定により決定整備計画の変更の認可を申請することを妨げない。

前項の特別経理株式会社の決定整備計画に定める事項のうち第二会社の設立、合併及び資本の増加については、商法の一部を改正する法律施行後も、なお同法による改正前の商法の規定を適用する。但し、商法の一部を改正する法律施行後に於ける当該第二会社の設立の登記、合併による変更又は設立の登記及び資本増加の登記についても、商法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百十号）第五十五条但書、第三十九条第一項但書及び第四十四条第一項但書の規定の適用があるものとする。

前項に規定する合併の場合において、合併の相手方である株式会社が商法の一部を改正する法律施行後に合併契約書承認の決議をするときは、当該会社については、同項の規定にかかわらず、同法による改正後の商法第四百八条ノ二の規定を適用する。

附 則（昭和二六年六月八日法律第二一号）抄

この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百六十七号）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）抄

この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

前項の事件に關し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（令和元年一二月一一日法律第七一号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置）

この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

前項の規定に關し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則（平成一七年七月二六日法律第七八号）抄

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十一条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第二百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十二条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）

該各号に定める日から施行する。

（経過措置）

この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

前項の規定に關し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則（平成一七年七月二六日法律第七九号）抄

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

第一九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

（公布の日）

（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）

加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第一款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条」の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に、「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条规定（「第八項」）の改正規定を除く。）、第一百一十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二十二条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を、「第五十一条」に並びに第一百三十二条」を、「第一百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定

1
(施行期日)抄
(令和四年六月一七日法律第六八号)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第一百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）
会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日